

【判例時報 平成30年10月号 (No.2377~2379)】

判例時報10月1日号 (No.2377)

頁数	判例年月日	内容	備考
1 51		<p><b>最高裁平成30年4月17日決定第三小法廷 (民集72巻2号登載予定) (不動産引渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件) 【抗告棄却】</b></p> <p>滞納処分による差押がされた後に設定された賃借権により担保不動産競売の開始前から建物の使用又は収益をする者が、<b>民法395条1項1号に掲げる「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に該当する</b>との判断をしめした事例</p>	<p>●本決定は、民法395条1項1号につき文理のとおり解釈を示したものであるが、<b>東京地方裁判所の民事執行センターと大阪地方裁判所の民事執行センターとで異なる解釈を取っていた論点につき</b>、最高裁判所がその見解を明らかにしたものであり、実務上重要な意義を有する。</p>
<p><b>民法395条1項①(抵当建物使用者の引渡しの猶予)</b></p> <p>抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者であって次に掲げるもの(略)は、その建物競売における買受人の買受けの時から6カ月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない。</p> <p>①競売手続の開始前から使用又は収益をする者</p> <p><b>民事執行法83条1項(引渡命令)</b></p> <p>執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命じることができる。但し、事件の記録上買受人に対抗することができる権限により占有していると認められる者に対しては、この限りではない。</p>			

判例時報10月11日号 (No.2378)

頁数	判例年月日	内容	備考
1 3		<p><b>最高裁平成30年2月23日第二小法廷判決 (民集72巻1号1頁) (建物根抵当権設定仮登記抹消登記手続請求事件)</b></p> <p>抵当権の被担保債権が免責許可の決定の効力を受ける場合における当該抵当権自体の消滅時効</p>	<p>●本判決は、①確定した根抵当権の被担保債権である貸金債権は、免責許可の決定の効力を受ける債権であるから<b>消滅時効の進行を観念することができない</b>(最判平成11年11月9日民集53.8.1403)、②抵当権の被担保債権が免責許可の決定の効力を受ける場合には、<b>民法396条は適用されず、債務者及び抵当権設定者に対する関係においても、当該抵当権自体が、同法167条2項所定の20年の消滅時効にかかる</b>と判示した。</p> <p>●本判決は、平成11年最判の後に残されていた問題について、最高裁が判断を示したものであり、理論的にも実務的にも、重要な意義を有すると考えられる。</p>
<p><b>(関連条文)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民法167条2項 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しない時は、消滅する。</li> <li>民法396条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。</li> <li>民法397条 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、これによって消滅する。</li> </ul>			

判例時報10月21日号 (No.2379)

頁数	判例年月日	内容	備考
1 95		<p><b>東京地裁平成29年9月27日判決 (不法行為に基づく損害賠償請求事件) 【控訴】</b></p> <p>民事訴訟、家事調停の代理人弁護士が、相手方の弁護士につき、弁護士法違反、弁護士倫理違反等がある旨の発言や準備書面の記載等をしたことが名誉毀損に当たるとされた事例。</p>	<p>●最近の事例としては、大阪高判平成27年10月2日(判時2276-28)(名誉毀損肯定)、東京地判平成27年12月4日(判時2312-106)がある。</p> <p>●本判決では、慰謝料として、調停期日・弁論期日での発言について<b>金30万円</b>、訴訟の準備書面での記載について<b>金50万円</b>、調停の準備書面での記載について<b>金30万円</b>を認めた。</p> <p>●品位、品格のない弁護士対策として、<b>期日のメモは全て保管、期日報告書を作成し、公証役場で確定日付をとっておく、期日調書へ発言を記載するように求める請求書を裁判所に提出しておくなど</b>、証拠保全が奏功した事例である。</p>